

| 改 正 後  | 現 行  |
|--|--|
| <p><b>担い手育成基金助成事業の運用上の留意事項について</b></p> <p>公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う担い手育成基金助成事業については、担い手育成基金業務規程及び担い手育成基金業務細則によるものとするが、その運用上の留意事項は下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の実施手順 [略]</p> <p>2 就農相談者等フォローアップ事業 [略]</p> <p>3 新規就農者研修支援事業について [略]</p> <p>4 新規就農者研修体制強化事業</p> <p>(1) 受入経営体が必要と認めて、受給研修生が、例えば市場の視察研修などを行う場合は、当該研修に含めるものとする。</p> <p>(2) 受入経営体が複数の研修も助成対象とするが、月当たり助成額の合計が上限額を超過する場合は、上限額を限度に、各経営体に按分した額を助成する。</p> <p style="padding-left: 20px;">1 受入経営体での研修は6ヶ月以上2年以内とする。</p> <p>(3) 研修日数は、半日単位でカウントすることとし、研修時間が1時間～4時間は0.5日、5時間以上は1日とカウントする。</p> <p>(4) 新規就農者研修支援事業の実践研修生が<u>農業次世代人材投資資金（青年就農給付金（旧事業名）を含む。以下同じ。）（準備型）</u>を受給することとなった場合は、新規就農者研修体制強化事業に移行することとする。ただし、研修期間は通算2年以内とする。</p> <p>(5) 他地域での研修も可とするが、申請にあたっては受入経営体の地方協議会経由とすること。</p> <p>(6) 研修期間中の不慮の事故に対応するため、受給研修生はあらかじめ傷害保険に加入すること。</p> <p>(7) 受給研修生は、原則として、県内への就農が見込まれる者であること。</p> <p>5 新規就農者経営安定支援事業について [略]</p> <p>6 地域経営資源継承支援事業</p> <p>(1) 当該事業における「地域」の範囲は、地方協議会管内、農業協同組合管内又は県内とし、できるだけ近接地から導入すること。ただし、特殊な機械等で、県内での調達が困難なものについては、困難な理由（地方協議会会長が適当と判断するもの）が適正であり、かつ、県内業者を通じて調達することを条件に事業の対象とする。</p> | <p><b>担い手育成基金助成事業の運用上の留意事項について</b></p> <p>公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う担い手育成基金助成事業については、担い手育成基金業務規程及び担い手育成基金業務細則によるものとするが、その運用上の留意事項は下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の実施手順 [略]</p> <p>2 就農相談者等フォローアップ事業 [略]</p> <p>3 新規就農者研修支援事業について [略]</p> <p>4 新規就農者研修体制強化事業</p> <p>(1) 受入経営体が必要と認めて、受給研修生が、例えば市場の視察研修などを行う場合は、当該研修に含めるものとする。</p> <p>(2) 受入経営体が複数の研修も助成対象とするが、月当たり助成額の合計が上限額を超過する場合は、上限額を限度に、各経営体に按分した額を助成する。</p> <p style="padding-left: 20px;">1 受入経営体での研修は6ヶ月以上2年以内とする。</p> <p>(3) 研修日数は、半日単位でカウントすることとし、研修時間が1時間～4時間は0.5日、5時間以上は1日とカウントする。</p> <p>(4) 新規就農者研修支援事業の実践研修生が<u>青年就農給付金（準備型）</u>を受給することとなった場合は、新規就農者研修体制強化事業に移行することとする。ただし、研修期間は通算2年以内とする。</p> <p>(5) 他地域での研修も可とするが、申請にあたっては受入経営体の地方協議会経由とすること。</p> <p>(6) 研修期間中の不慮の事故に対応するため、受給研修生はあらかじめ傷害保険に加入すること。</p> <p>(7) 受給研修生は、原則として、県内への就農が見込まれる者であること。</p> <p>5 新規就農者経営安定支援事業について [略]</p> <p>6 地域経営資源継承支援事業</p> <p>(1) 当該事業における「地域」の範囲は、地方協議会管内、農業協同組合管内又は県内とし、できるだけ近接地から導入すること。ただし、特殊な機械等で、県内での調達が困難なものについては、困難な理由（地方協議会会長が適当と判断するもの）が適正であり、かつ、県内業者を通じて調達することを条件に事業の対象とする。</p> |
| <p><b>【改正理由】</b></p> <p>新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の改正に伴うもの。</p>  |  |

「担い手育成基金助成事業の運用上の留意事項について」新旧対照表

| 改正後   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(2) 助成対象とする機械・施設はトラクター、各種アタッチメント、暖房機、ハウス、果樹の支柱、電気牧柵、ミルカー等で、青年等就農計画若しくは経営改善計画に記載されている、又は記載されることが確実なものであること。<br/>           計画が未策定の場合又は導入を予定する機械・施設等が計画に記載されていない場合は、申請時には、計画案又は経営概況のわかる資料（<u>農業次世代人材投資資金資料等</u>）を添付すること。助成金請求（実績報告前）までには、計画を策定又は変更し、その写しを提出すること。</p> <p>(3) 軽トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象としない。</p> <p>(4) 地域の経営資源の円滑な継承に必要な経費は特認として対象とする。特認とするものについては、必要性について申請時に地方協議会長の意見書を添付すること。</p> <p>(5) 価格（移設、修理、取得）は業者・農業協同組合等の見積価格とするなど妥当性を証明できるものとする。</p> <p>(6) 地域経営資源を継承するという事業の趣旨から、事業対象品は過去に農業経営に使用された機械・施設等であり、デモ等で使用された、いわゆる新古品は対象としない。</p> <p>(7) 中古ハウスの移設（解体、運搬、設置）に係わる工種全て又は一部の作業委託の経費を助成する。</p> <p>(8) 修理は、新規の部品及びビニール代等も対象とする。</p> <p>(9) 事業採択については、新規要望者を優先とする。</p> | <p>(2) 助成対象とする機械・施設はトラクター、各種アタッチメント、暖房機、ハウス、果樹の支柱、電気牧柵、ミルカー等で、青年等就農計画若しくは経営改善計画に記載されている、又は記載されることが確実なものであること。<br/>           計画が未策定の場合又は導入を予定する機械・施設等が計画に記載されていない場合は、申請時には、計画案又は経営概況のわかる資料（<u>青年就農給付金資料等</u>）を添付すること。助成金請求（実績報告前）までには、計画を策定又は変更し、その写しを提出すること。</p> <p>(3) 軽トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは対象としない。</p> <p>(4) 地域の経営資源の円滑な継承に必要な経費は特認として対象とする。特認とするものについては、必要性について申請時に地方協議会長の意見書を添付すること。</p> <p>(5) 価格（移設、修理、取得）は業者・農業協同組合等の見積価格とするなど妥当性を証明できるものとする。</p> <p>(6) 地域経営資源を継承するという事業の趣旨から、事業対象品は過去に農業経営に使用された機械・施設等であり、デモ等で使用された、いわゆる新古品は対象としない。</p> <p>(7) 中古ハウスの移設（解体、運搬、設置）に係わる工種全て又は一部の作業委託の経費を助成する。</p> <p>(8) 修理は、新規の部品及びビニール代等も対象とする。</p> <p>(9) 事業採択については、新規要望者を優先とする。</p> |
| <p>7 地方協議会活動事業 [略]</p>  | <p>7 地方協議会活動事業 [略]</p>  |
| <p>8 共通事項 [略]</p>   | <p>8 共通事項 [略]</p>   |
| <p>平成20年4月1日施行<br/>           平成23年4月1日施行<br/>           平成24年4月1日施行<br/>           平成26年4月1日施行<br/>           平成26年11月4日施行<br/>           平成27年6月9日施行し、平成27年4月1日から適用する。<br/>           平成27年12月9日施行し、平成28年4月1日から適用する。<br/>           平成29年4月1日施行<br/>           平成29年5月12日施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>   | <p>平成20年4月1日施行<br/>           平成23年4月1日施行<br/>           平成24年4月1日施行<br/>           平成26年4月1日施行<br/>           平成26年11月4日施行<br/>           平成27年6月9日施行し、平成27年4月1日から適用する。<br/>           平成27年12月9日施行し、平成28年4月1日から適用する。<br/>           平成29年4月1日施行</p>   |
| <p>(別添) [略]</p>   | <p>(別添) [略]</p>   |